

平成 20 年 4 月 21 日

日本鋼構造協会の「鋼材品質証明検討委員会」への参画について

1. 経緯

去る 2 月 25 日に鉄連を通じて当組合に対し、日本鋼構造協会建築鉄骨品質管理機構^(*)より標記委員会への委員派遣についての依頼があった。当組合として委員の選定及び対応検討するにあたり、標記委員会の目的・内容など詳細が不明であったことから、3 月 10 日に開かれた準備会に出席し（柘野事務局長、臼井東京支部生産性委員長）内容を確認、3 月 18 日の総務委員会にて組合内にタスクフォースを立ち上げ委員の派遣と対応を行うこととした。

(*)建築鉄骨品質管理機構：日本鋼構造協会に属し、建築鉄骨の適正な品質を確保するための各種技術者資格認定、製作工場認定及び建築鉄骨関連各種教育普及事業を行う機構であり、国土交通省、日本建築行政会議及び建築関連団体の代表、並びに学識経験者の委員をもって構成されている。

2. 標記委員会設立の背景と趣旨

昨今、建築確認制度の改正がなされ、あわせて確認検査指針も整備されたが、検査方法については議論が煮詰まっておらず、鋼構造物の場合は、材料が設計仕様や設計図書通りになっているか、加工が仕様書にあっているかを工事管理者・行政がチェックし証明する方法が明確になっていない。そのような状況の下、エレベーター鋼材問題も発生し、今般国土交通省（住宅局建築指導課）より本委員会に既存の「建築構造用鋼材の新しい品質証明方式」^(*)の見直しにより、鋼材の品質証明方法・検査方法として活用できないかとの検討要請があったものである。

(*) 建築構造用鋼材の新しい品質証明方式：一貫した建築鉄骨の品質管理体制及び品質保証体制を整備・確立する上で、鋼材の品質を管理・証明するための新しい方式として建築鉄骨品質管理機構が平成 16 年に纏めたもの（現在ほとんど普及はしていない）

3. 本委員会の構成メンバー

森田千葉大学名誉教授を委員長に、国土交通省、日本建築行政会議のほか、関連団体として日本建築士会連合会、日本建築構造技術者協会、日本鉄鋼連盟、普通鋼電炉工業会、全国鉄鋼販売業連合会、全国厚板シェアリング工業組合、建築業協会、鉄骨建設業協会、全国鐵構工業協会、日本鋼構造協会の委員より構成される。

4. 当組合の対応

下記タスクフォースメンバーを中心に、技術的側面については全国生産性委員の支援も受けつつ、各社の実態把握、意見収集を図りながら委員会への対応を進めていく予定。

<TFメンバー> 臼井主査（㈱富士鉄鋼センター取締役）
酒匂委員（京浜産業㈱社長）
秦委員（丸東興業㈱社長）
藤澤委員（JFE鋼材㈱取締役大阪事業所長）

5. 検討にあたり留意すべき事項

- ① 本委員会にて決められる品質証明方式は、法的な規則ではないものの、品質検査証明の標準方式として準規則的な活用が図られるようになるものであり、作業実態に即した証明方式の検討及び委員会への提言が必要。
- ② 現場での品質確認が難しい鋼材の品質証明をするために、書類や写真など証拠をどう整えていくのが課題であるが、品質管理作業の負荷・コストアップを極力抑える方式の検討が必要。
- ③ 品質管理コストを把握し、必要コストをきちんと請求できる環境（工事監理・品質管理に係る業務報酬の明確化）をつくるための委員会及び監督官庁への提言が必要。
- ④ 品質証明の責任は施工者が負うところが大きく、施工者からファブへ、そしてシャーへの過剰で曖昧な品質管理要求が来ないように、顧客に対して注文仕様、管理方法を明確化し、管理コストを請求できる基準化が必要。

6. 検討スケジュール

明確な検討期限は定められていないが、検討期間として1年程度かと思われる。

以上